陳情第 5 - 30 · 33 号参考資料 教 育 民 生 常 任 委 員 会 町 民 健 康 課 令 和 5 年 9 月 26 日

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた現時点における国の考え方

# (1) 既存の健康保険証の廃止時期

令和6年(2024年) 秋

(2) マイナ保険証を取得していない者への対応

資格確認書を発行する。

### (3) 資格確認書の発行対象

- ①マイナンバーカードを取得していない者
- ②マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- ③マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録を行っていない者

### (4) 資格確認書の交付方法

原則、本人の申請に基づき市町村が速やかに交付する。

ただし、当面の間、マイナ保険証を取得していない者については、本人の申請によらず市町村が交付する。(職権で交付する。)

#### (5) 資格確認書の様式

【大きさ】カード型、はがき型、A4型(市町村が選択する。) 【材質】紙、プラスチック (市町村が選択する。)

- (6) マイナ保険証を取得していない者と取得している者の違い
  - ●マイナ保険証を取得していない者・・・「資格確認書」を発行
  - ●マイナ保険証を**取得している者・・・・「資格情報のお知らせ(※)」を交付**

※「資格情報のお知らせ」・・・自身の保険証の情報(氏名、記号番号、保険者番号、 保険者名、負担割合など)を記載したもの。

「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を一体で携帯することでマイナ保険証に対応できない医療機関も受診しやすくなる。